森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年３月13日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　通知の要旨

平成30年１月25日農林水産省告示第200号（保安林の指定施業要件を変更する件）

２　所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
株式会社電気ビル	静岡市葵区梅ヶ島字梅ノ木段 5235 の１	静岡市役所
山本いよ	静岡市葵区梅ヶ島字梅ノ木段 5237 の１、5237 の２	静岡市役所
山本昭吾	静岡市葵区梅ヶ島字梅ノ木段 5237 の１、5237 の２	静岡市役所
志村功	静岡市葵区梅ヶ島字御奉行屋敷 5143 の１	静岡市役所
森口悦子	静岡市葵区梅ヶ島字与右衛門作 5189	静岡市役所
田中八重子	静岡市葵区梅ヶ島字梅ノ木段 5237 の１、5237 の２	静岡市役所
西島増江	静岡市葵区梅ヶ島字栗木沢 5011	静岡市役所
林敏子	静岡市葵区梅ヶ島字梅ノ木段 5237 の１、5237 の２	静岡市役所